

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、学校法人A（以下「法人」という。）に雇用され、Bに所在する法人が運営するC幼稚園（以下「幼稚園」という。）において、教諭として幼児に対する教育業務に従事していた。

請求人によれば、副主任に昇格した平成〇年〇月以降、上司及び先輩教諭から嫌がらせを受け続けるとともに、常時緊張を強いられ、それらを相談できない状態が続くなどしたこと等が積み重なり、うつ病を発病したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ状態、心的外傷後ストレス障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師作成の意見書及び請求人の申述等を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月初旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32.1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断するのが妥当である旨述べている。当審査会としても、請求人の症状とその経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人には、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。
- (4) そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次のとおりである。
 - ア 請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて、以下「請求人ら」という。）は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人が副主任に昇格

した平成〇年〇月以降において、①同年〇月、FがGからSDカード紛失事件の犯人扱いをされて泣いたことを、請求人がGに告げ口したとして、請求人がF等から責め続けられるようになったこと、②同年〇月頃及び〇月末頃、Fが研修への出席を拒否したこと、③同年〇月〇日、多数の職員の前で、H及びFから、請求人は副主任にふさわしくないなどと人格を否定するような侮辱的発言を受けたこと、④同年〇月以降、重要な情報が請求人に回してもらえないことが頻繁に起こり、同年〇月以降は、請求人はHからリーダー会議の開催を知らされず、請求人が参加した会議での意見を無視されるようになったこと、⑤同年〇月、請求人は、受領した入園金のうち〇円が紛失していることを教えてもらえなかったこと、⑥平成〇年〇月、請求人は、給湯器から湯が漏れていることを看過したところ、Hから、他の職員の前で、ただでさえ信用されていないのに更に信用を落とすような行為をすべきでないなどと叱責を受けたこと、⑦同年〇月末に新年度の組織変更が決定し、請求人は、Fと対等の立場で同じクラスを担当させられ、Gと話すことを禁じられるなどしたこと、⑧同年〇月、請求人は、Hから職員室での昼食を禁じられて保育室に移動したものの、他の職員の視線を感じて結局食事ができなかったこと等を主張している。

イ 上記主張に関し、請求人らは、上記①の出来事に端を発して、それ以降②ないし⑧の「いじめ・嫌がらせ」が継続的に続いたものである旨述べているところ、確かに、請求人及び関係者の申述を踏まえると、幼稚園内部の人間関係の悪化や確執を背景として、請求人が副主任に昇格して以降、請求人とH、F等との間に何らかのトラブルは生じていたものと考えられるが、一件記録を精査するも、個々の出来事のやり取りの詳細は必ずしも明らかでない部分が多いといわざるを得ないものである。

このうち、上記③の出来事については、幼稚園の業務又は管理の必要性のみから生じたとは捉えにくく、H及びこれに同調したFの発言を業務指導の範囲内の指導等とみることは少なからず無理があるものと考えられ、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」

(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて評価するのが妥当と思慮されるが、請求人の申述を含む一件記録によっても、当該発言が客観的にみて請求人の人格や人間性を否定するものであったとまではいい難く、執

拗に繰り返されたものともいえないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

また、上記③以外の請求人が主張する出来事については、請求人が同僚等の言動に対し、相当程度の不快感を覚えたことは推認できるところであり、この点に関しても、上記と同様に、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)いじめ、嫌がらせ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて評価すると、請求人が主張する各出来事の程度及び態様等に相違はあるものの、請求人及び関係者の申述等一件記録を精査したが、いずれの出来事も同僚等が結託して継続的に嫌がらせを行ったものとは断定し難いものであり、その心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」と判断する。

ウ 請求人らが主張する出来事の心理的負荷の総合評価は上記のとおりであるところ、これらの出来事を継続する一連のものとして評価するも、その心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) なお、請求人らから提出のあった資料を含む一件記録を改めて精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。